

令和4年10月6日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(ホ)第1533号慰謝料等請求控訴事件(原審・前橋地方裁判所令和3年(ワ)第356号)

口頭弁論終結日 令和4年7月19日

判 決

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

控 訴 人 今 井 豊

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 控 訴 人 国 一

同代表者法務大臣 葉 梨 康 弘

同指定代理人 皆 川 征 治

藤 原 美 咲

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、10万円を支払え。
- 3 最高裁判所が控訴人の同庁令和3年(オ)第327号事件の上告及び同年(受)第385号事件の上告受理申立てを却下したことは、1審、2審とも訴えを無視した、実質的な司法拒絶であるという控訴人限りの非常性を無視している点から、憲法81条の職責違反であることの確認を求める。

第2 事案の概要等(以下、理由説示部分も含め、原判決の略称をそのまま用いる。)

- 1 本件は、控訴人が、被控訴人に対し、最高裁判所が令和2年11月24日にし

た本件各決定が憲法 8 1 条に違反すると主張して、国家賠償法 1 条 1 項等に基づく損害賠償請求として、慰謝料 1 0 万円の支払を求めるとともに、最高裁判所が本件各決定をしたことが憲法 8 1 条の職責違反であることの確認を求める事案である。

5 原審は、最高裁判所が本件各決定をしたことが憲法 8 1 条の職責違反であることの確認を求める訴えを却下し、損害賠償請求を棄却したところ、控訴人が、これを不服として控訴した。

2 前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」欄の第 2 の 1 及び 2 に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決 3 頁 1 7 行目を「本件各決定が憲法 8 1 条に違反することは、本件各決定が不法行為となることについての必要条件であるから、確認の利益がある。」と改める。

### 第 3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、最高裁判所が本件各決定をしたことが憲法 8 1 条の職責違反であることの確認を求める訴えは不適法であり、損害賠償請求は理由がないものと判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」欄の第 3 に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決 4 頁 1 4 行目から 2 5 行目までを次のとおり改める。

「 確認の訴えは、確認の利益がある場合、すなわち、現在の権利又は法律関係の確認を求めるもので、かつ、現に、原告の有する権利又は法律的地位に危険又は不安が存在し、これを除去するため被告に対し確認判決を得ることが必要かつ適切な場合に限り許される（最高裁昭和 2 7 年（オ）第 6 8 3 号同 3 0 年 1 2 月 2 6 日第三小法廷判決・民集 9 卷 1 4 号 2 0 8 2 頁）ところ、本件確認の訴えは、過去にされた本件各決定が憲法 8 1 条に違反することの確認を  
20 求めるものであるし、また、仮に、現に控訴人の有する権利又は法律的地位に危険又は不安が存在するとしても、これを除去するために被控訴人に対し確  
25

認判決を得ることが必要かつ適切ということはできない。これに対し、控訴人は、本件各決定が憲法 8 1 条に違反することは、本件各決定が不法行為となることについて必要条件であるから、確認の利益がある旨主張する。しかしながら、そうであれば、控訴人は、本件各決定が憲法 8 1 条に違反することを理由として国家賠償請求訴訟を提起すれば足り、現に、本件各決定が憲法 8 1 条に違反することを理由として国家賠償請求をしているのであるから、本件確認の訴えについて確認の利益があるということとはできない。そのほか、本件各決定が憲法 8 1 条に違反することを確認することが、控訴人の法律上の地位ないし利益が害される危険を除去するために必要かつ適切であるとの事情は認められない。」

2 よって、最高裁判所が本件各決定をしたことが憲法 8 1 条の職責違反であることの確認を求める訴えを却下し、損害賠償請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第 1 4 民事部

裁判長裁判官

石井 浩

裁判官

塚原 聡

裁判官

飯畑 勝之

これは正本である。

令和4年10月6日

東京高等裁判所第14民事部

裁判所書記官

東田純

